

短期入所生活介護事業所サービス利用契約書

_____（以下「利用者」という。）と社会福祉法人東海 東海の里短期入所生活介護事業所（以下「事業者」という。）は、利用者に対して行う短期入所生活介護サービス及び、予防短期入所生活介護サービスについて、次のとおり契約する。

（契約の目的）

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法（平成9年法律第123号）の趣旨に従って、短期入所生活介護サービス及び、予防短期入所生活介護サービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払うこととする。

（契約期間）

第2条 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとする。

2 契約満了日の10日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ、利用者が要介護認定の更新で、要介護者（要介護1～要介護5）及び、要支援者（要支援1～要支援2）と認定された場合、契約は更新されるものとする。

（短期入所生活介護サービス計画）

第3条 事業所は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に行わせることとする。

(1) 利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、「居宅サービス計画」に沿って短期入所生活介護サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ短期入所生活介護サービス計画を作成する。

(2) 必要に応じて施設サービス計画を変更する。

(3) 施設サービス計画の作成及び変更に際してはその内容を説明する。

（介護老人福祉施設サービスの内容）

第4条 事業所は、施設サービス計画に沿って、利用者に対し居室、食事、介護サービス、その他介護保険法の定める必要な援助を提供する。また、施設サービス計画が作成されるまでの期間も、利用者の希望、状態等に応じて、適切なサービスを提供する。

2 利用者が、利用できるサービスの種類は【契約書別紙】のとおりである。事業者は、【契約書別紙】に定めた内容について、利用者及び代理人（身元引受人）に説明する。

3 事業者は、サービス提供にあたり、利用者又は他の利用者等の生命又は

身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わない。
(要介護認定の申請に係る援助)

第5条 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう利用者を援助する。

2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行う。

(サービスの提供の記録)

第6条 事業者は、短期入所生活介護サービスの提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保管する。

2 利用者又は代理人(身元引受人)は、午前10時から午後4時の間に事務室にて、前項のサービス実施記録を閲覧できることとする。

3 利用者又は代理人(身元引受人)は、第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができることとする。

(サービス利用料金)

第7条 利用者は、サービスの対価として【契約書別紙】に定める利用単位毎のサービス利用料金(以下「料金」という。)をもとに計算された月毎の合計額を支払わなければならない。

2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月10日までに利用者に通知する。

3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月20日までに指定口座への振込の方法で支払わなければならない。

4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けた時は、利用者に対し領収書を発行する。

(利用開始前の中止)

第8条 利用者は、やむを得ない理由で利用を中止する場合には、速やかに事業所へ通知するものとする。

2 通知することなく、利用の中止をした場合には、1日分の利用料の全部又は、一部を請求できるものとする。

(利用期間中の中止)

第9条 利用者は、前日までに申し出るにより、利用期間中でもサービスを中止し、退所することができる。この場合の料金は、実際の退所日までの日数を基準に計算する。

2 事業者が、利用者の体調が良好でなく施設での生活に支障があると判断した場合は、利用期間中にサービスの提供を中止することができる。

3 第1項、第2項に定めるほか、利用期間中に利用者が入院した場合、入院した日をもって退所となる。この場合の料金は、実際の退所日までの日

数を基準に計算する。

(契約の終了)

第10条 利用者は、現にサービスを利用している期間を除き、事業者に対して、文書で通知することにより、この契約を解約することができる。

2 次の事由に該当した場合、事業者は利用者に対して、30日間の予告期間において文書で通知することによりこの契約を解約することができる。

(1) 利用者のサービス利用料金の支払が2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも係らず14日間以内に支払われない場合

(2) 利用者又は代理人(身元引受人)等が、事業者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

(3) 事業者が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

3 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了する。

(1) 利用者が他の介護保健施設に入所及び退所を希望した場合

(2) 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

(3) 利用者が死亡した場合

(秘密保持)

第11条 事業者及び事業従事者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らさない。この守秘義務は契約終了後も同様である。

2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対し、利用者の個人情報を提供しない。

(賠償責任)

第12条 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償する。

(緊急時の対応)

第13条 事業者は、現に短期入所生活介護の提供を行なっている時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、あらかじめ届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに救急車の要請をするなど、必要な処置を行う。

(連携)

第14条 事業者はサービスの提供にあたり、居宅介護支援事業所の介護支援専門員および、保健医療サービスまたは、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

2 事業者は、この契約の内容が変更された場合または、この契約が終了し

た場合には居宅介護支援事業所の介護支援専門員に連絡する。

(相談、苦情対応等)

第15条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、サービスに関する利用者の要望、苦情等に対し迅速に対応する。

(本契約に定めのない事項)

第16条 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとする。

2 この契約に定めのない事項については、介護保険法その他の法令の定めるところにより、双方が誠意を持って協議の上定めることとする。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者が記銘押印の上、1通ずつ保有するものとする。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

名称

東海の里短期入所生活介護事業所
(介護保険事業所番号 2374100150)

所在地

東海市富木島町藤ノ棚1番地の1

管理者

施設長 中村 和生 印

利用者

住所

氏名

印

代理人(身元引受人)

続柄

住所

氏名

印